仕様書

１　業務名

岩倉 76 号線他支障木撤去等作業

２　業務目的

施設利用上支障となる樹木等の撤去、剪定を行うもの。

３　履行期限

令和８年１２月２５日まで

４　履行場所

① 京都市左京区岩倉三宅町　地内　　岩倉 76 号線
② 京都市左京区八瀬野瀬町　地内　　八瀬 223 号線
③ 京都市左京区静市市原町　地内　　静市緯 33 号線

５　業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

６　業務内容

⑴　別紙写真を参照し、樹木等の撤去、剪定を行うこと。
⑵　着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

７　支払条件

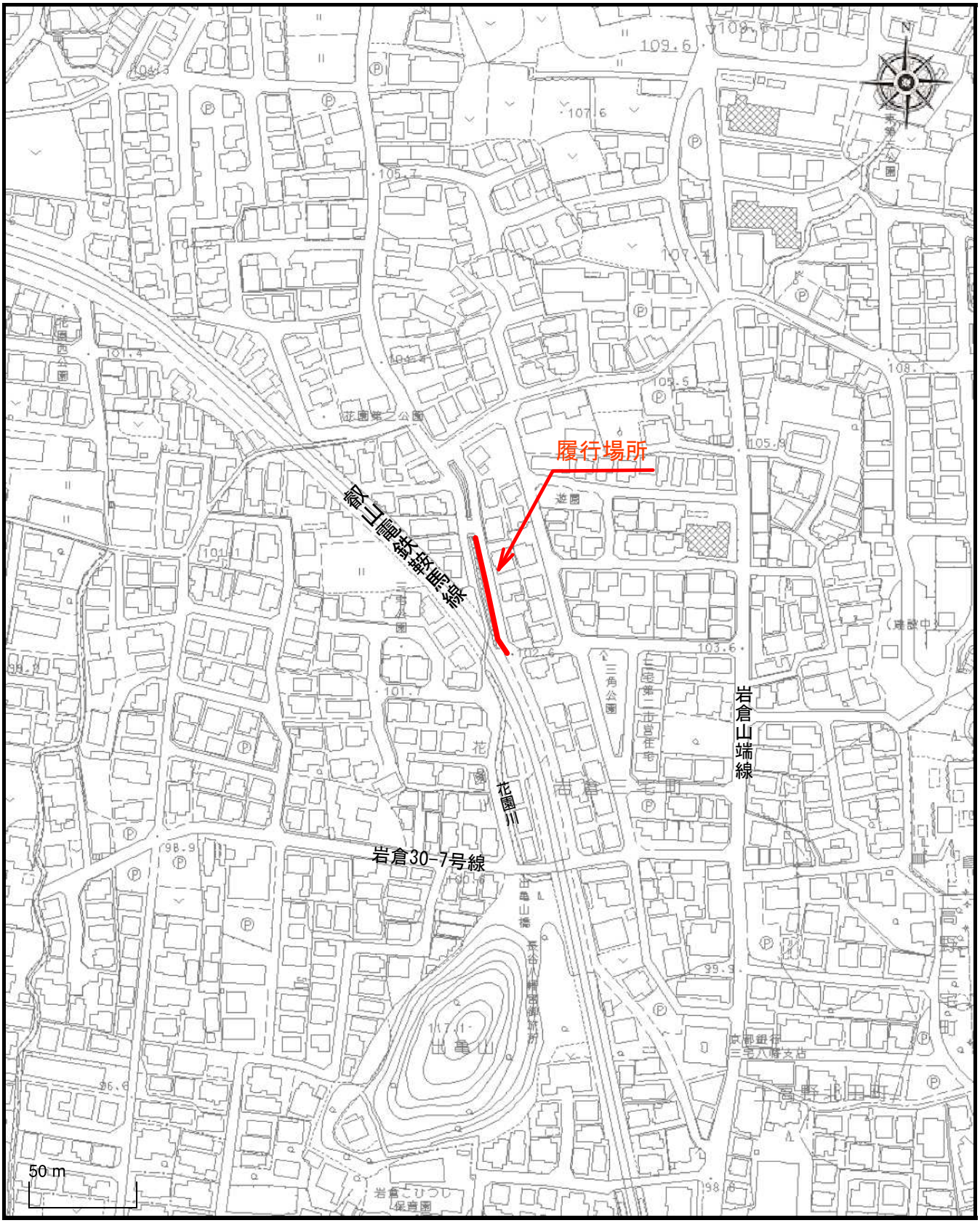
業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

８　特記事項

⑴　作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
⑵　業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
⑶　通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
⑷　作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
⑸　作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
⑹　近隣住民へ事前に工事ビラ等で周知すること。
⑺　問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。
⑻　履行場所①②関係部署等との調整があるため、日程等は本市担当職員と協議すること。

箇所図

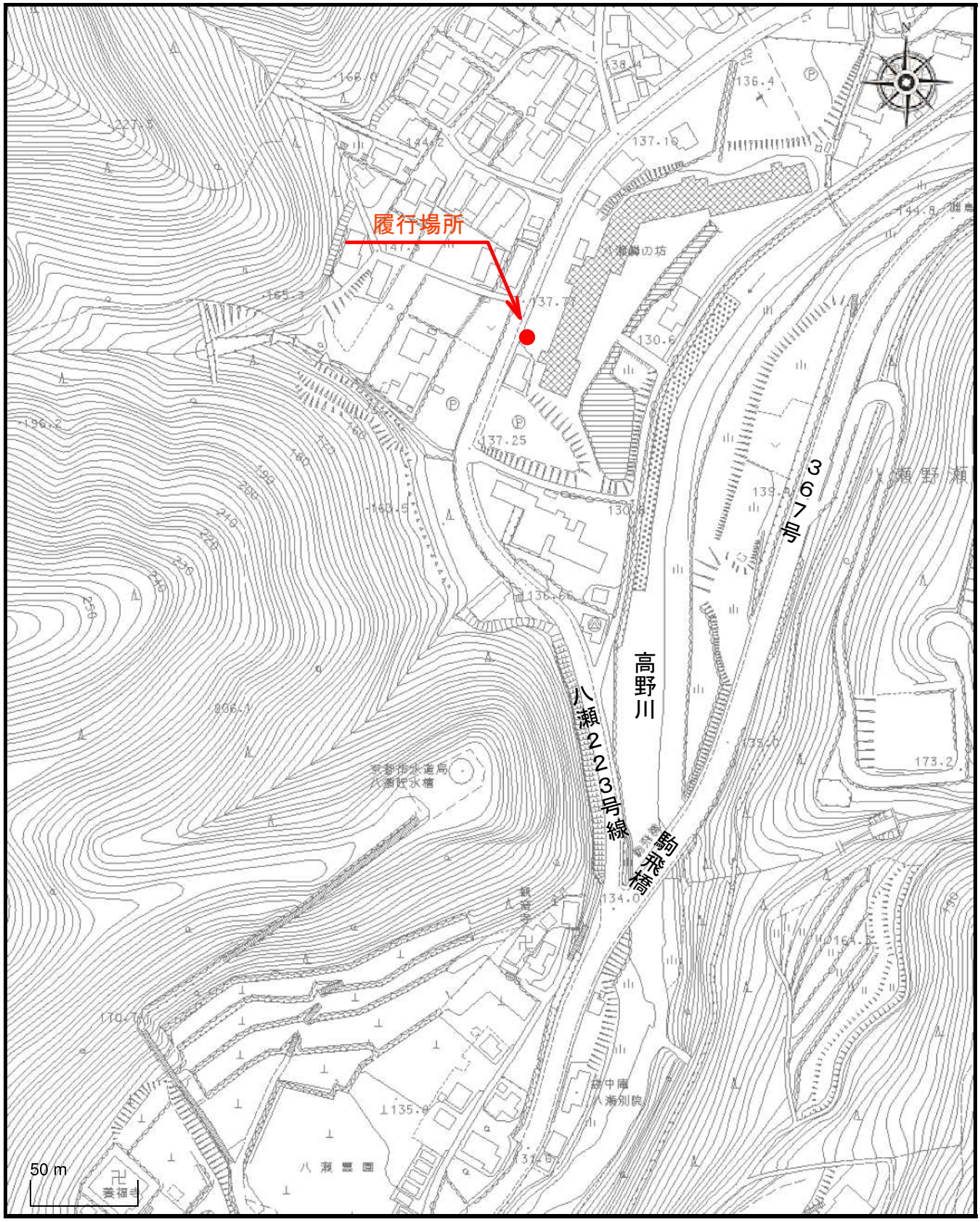
①京都市左京区岩倉三宅町　地内　　岩倉76号線



1 / 2500

箇所図

②京都市左京区八瀬野瀬町　地内　　八瀬223号線



1 / 2500

箇所図

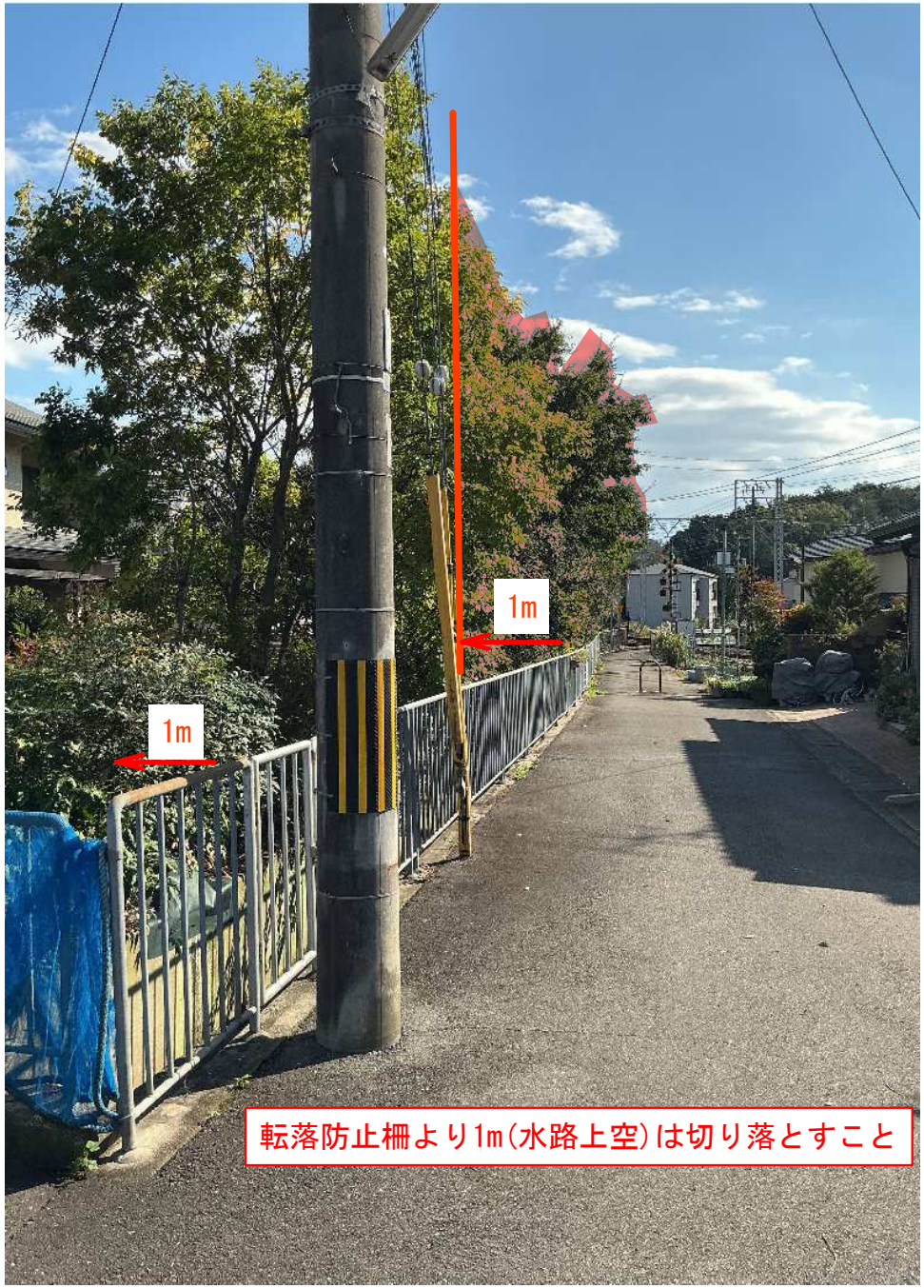
③京都市左京区静市市原町　地内　　静市緯33号線



1 / 2500

①京都市左京区岩倉三宅町　地内　　岩倉76号線





撤去樹木参考写真（出来るだけ地際で撤去すること）



ピラカンサ撤去



業務範囲にあるキョウチクトウは全て撤去



シュロ撤去



叡山電鉄軌道内に枝等を落下させないよう十分注意すること
万一落下した場合は本市担当職員に必ず連絡すること



雑木撤去

②京都市左京区八瀬野瀬町　地内　　八瀬223号線　　ケヤキ1本　撤去



南→北







マンションに隣接しているため、
接触しないよう十分注意すること
クレーンを使用する際には必要に応じて
架空電線防護措置等を関係機関に依頼すること

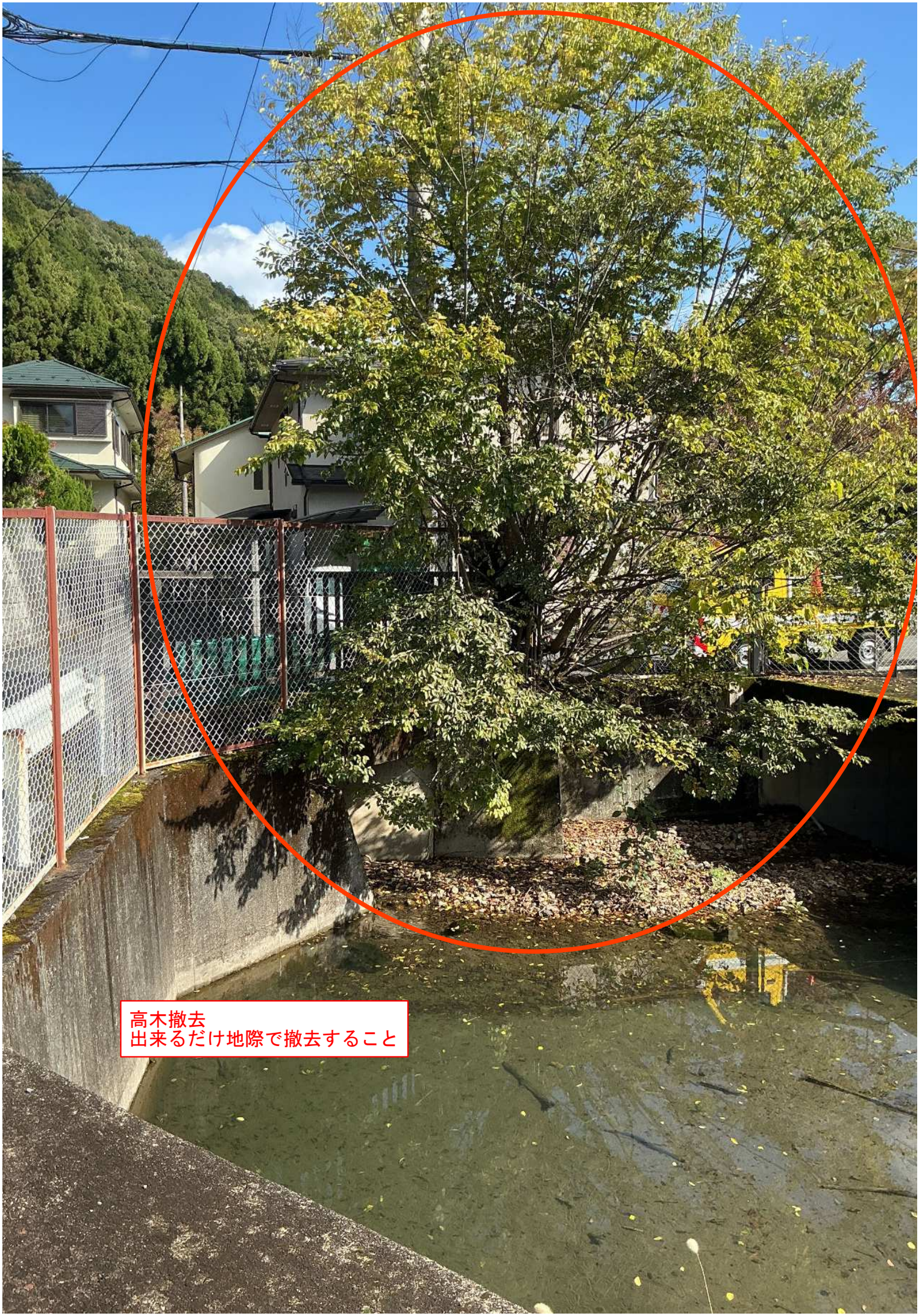


③京都市左京区静市市原町　地内　　静市緯33号線






ツタ等撤去
除草


高木撤去
出来るだけ地際で撤去すること